

伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例（案）

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として伊達市いじめ重大事態再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果について、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師又は心理学若しくは児童等の福祉に関する専門的知識若しくは技術を有する者
- (3) 学識経験を有し市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日までの期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則非公開とする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（関係者の出席等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（調査結果の報告）

第8条 調査委員会は、調査が終了したときは、遅滞なくその結果を議会に報告しなければならない。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬に関する条例（昭和48年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表附則機関の項中「子ども・子育て会議」を「子ども・子育て会議
いじめ重大事態再調査委員会」に改める。